（放送大学学園に関する省令の一部改正）

第六条　放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書及び附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条から第十条までを削る。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第七条　文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条、第四条関係） 法令名 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） 条項 第二十七条第一項及び第二項、第四十三条第五項、第七十八条第二項、第百二条第二項、第百三条第四項、第百六条第一項及び第二項並びに第百七条第三項及び第四項（これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。） ［略］	**別表第一**（第三条、第四条関係） 法令名 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） 条項 第三十三条の二、第三十三条の三及び第四十七条第二項 ［略］
別表第二（第五条―第七条関係） 法令名 宗教法人法 条項 第二十五条第一項及び第二項 ［略］	**別表第二**（第五条―第七条関係） 法令名 私立学校法 条項 第三十三条の二、第三十三条の三、第三十七条第三項第四号、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条第一項 宗教法人法 第二十五条第一項及び第二項 ［略］
別表第三（第八条、第九条関係） 法令名 私立学校法 条項 第二十七条第三項第一号及び第四項、第四十三条第六項第一号、第六十八条第一号、第七十八条第三項第一号、第八十六条第三項第一号、第百六条第三項第一号並びに第百七条第五項第一号（これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。） ［略］	**別表第三**（第八条、第九条関係） 法令名 私立学校法 条項 第三十三条の二及び第四十七条第二項 ［略］